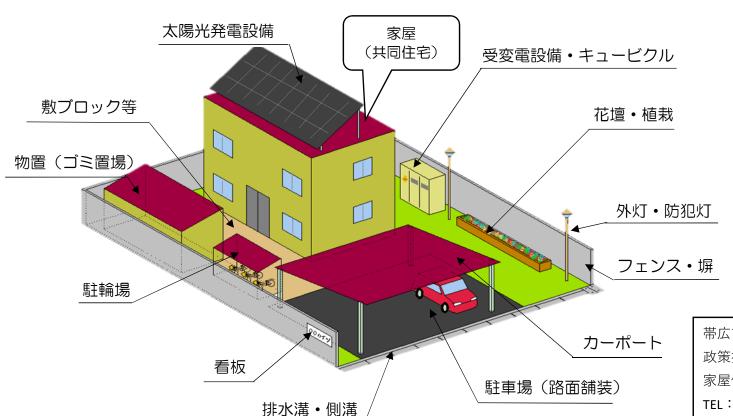
アパート・マンションの償却資産例

このような資産を所有していませんか?

土地・家屋以外の事業用資産は、償却資産に該当します。

償却資産は市役所資産税課へ申告しましょう。



家屋に係る設備類は家屋の課税に含まれ、<u>償却資産の対象外となることが有ります。</u> 申告の必要があるか不明な場合は、右記までお問い合わせください。

耐用年数 (例)

太陽光発電設備・・・ 17年 敷ブロック ・・・ 15年 受変電設備 ・・・ 15年 外灯・防犯灯 ・・・ 10年 駐車場(舗装)・・・ 10年 駐車場(砂利)・・・ 15年 エアコン(壁掛け型等) 6年

※ 上記に示した耐用年数は参考であり 種類、材質などにより異なります。 申告の際は、所有する資産の内容に あったものを記載してください。 分からない場合は下記連絡先まで お気軽にご連絡ください。

带広市役所

政策推進部 税務室 資産税課

家屋係 償却資産担当

TEL: 0155-65-4124 (直通)

FAX: 0155-23-0154

MAIL: property tax@city.obihiro.hokkaido.jp